

民法改正に対応するための『契約書・約款』の見直しポイント

《開催要領》 ※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせて頂く場合がございます。

日時▶ 2018年3月2日(金) 13:00~17:00

会場▶ 企業研究会セミナールーム(東京:麹町)

《ご参加頂きたい方》

法務部門、総務部門、知的財産部門など関連部門のご担当者

講師 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 松尾 博憲 氏

講師紹介 2004年東京大学卒業、2005年長島・大野・常松法律事務所入所、2009年7月～法務省民事局にて民法改正法の立案作業を担当(2016年～非常勤)。主要な取扱業務は、バンキング、M&Aファイナンス等の金融法務、不動産取引、一般企業法務、民事商事紛争。「Q&A民法改正の要点 企業契約の新法対応50のツボ」(日本経済新聞出版社)他、民法改正関係の著作多数。

《申込方法》 当会ホームページ (https://www.bri.or.jp) からお申し込み下さい。

企業研究会Q 検索

■受講料: 1名(税込・資料代含) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用方法(0発信の有無など)をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員 34,560円(本体価格 32,000円) 一般 37,800円(本体価格 35,000円)

173058-0303(※) 民法改正に対応するための『契約書・約款』の見直しポイント			
ふりがな 会社名			
住所			
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 属 職		
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当宛E-mailからもお申込み頂けます。

後日(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認ください。(TOP)→[公開セミナー]→[よくあるご質問]

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/民秋・川守田 E-mail: tamiaki@bri.or.jp

TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 麹町M-SQUARE 2F

・プログラム・

【開催にあたって】

民法改正法が2020年4月1日より施行されます。それまでに各企業は各種契約書・約款の見直しを行わなければなりません。本セミナーでは、契約書等の見直しのために重要な改正論点について解説した上で、既存の契約書の見直しのポイントについて、具体例を挙げながら解説していきます。

1 民法改正法の概要

民法改正法の全体像・今後のスケジュール・経過措置との関係

2 民法改正法の改正論点

- (1) 定型約款
- (2) 消滅時効
- (3) 債務不履行による損害賠償・解除
- (4) 債権譲渡
- (5) 売買
- (6) 請負
- (7) 賃貸借
- (8) 消費貸借
- (9) 保証

3 民法改正法に対応するための契約書・約款の見直しポイント

—具体例を踏まえながら—

- (1) 不動産取引
不動産売買契約・請負契約・賃貸借契約
- (2) 金融取引
消費貸借契約・保証契約
- (3) その他
動産売買契約・製造物供給契約・ソフトウェア開発委託契約

※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。
※講師とご同業の方のお申し込みはお断りする場合がございます。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで
2種類のセミナーをご案内しております。